



令和元年 6月26日(水)  
(2019年)

No. 14958 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度  
-第17回- ブルネイ(上).....(1)

# アセアン諸国の知的財産制度

## -第17回- ブルネイ(上)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

### 1. はじめに

アセアン諸国では、日本からの貿易・投資の拡大が見込まれ、今後とも高い経済成長が予測されている。このような状況に対して、アセアン諸国では、知的財産制度を整備して先進的な取組みを行っている国が存在する一方で、知的財産制度の整備が初期段階の国も存在している。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、

複数回に分けて紹介するものである。今回は、ブルネイの知的財産制度のうち、特許制度、意匠制度を中心に解説する。

### 2. 総論

ブルネイの知的財産制度は、現在、特許令(2012年1月1日施行)、緊急(意匠)令(2000年5月1日施行)、商標法(2000年5月1日施行)、緊急(著

**SANKYO** PATENT ATTORNEYS OFFICE

## 三協国際特許事務所

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階  
TEL: 06-6233-1456(代表) FAX: 06-6233-1471(代表)  
E-mail: sokei@sankyo-pat.gr.jp  
URL: <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

会長 弁理士	小川	悦司	(機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士	川瀬	幹夫	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	櫻井	智智	(電気・電子)
弁理士	玉串	幸浩	(機械)
弁理士	脇谷	治子	(電気・電子)
弁理士	脇谷	祐東	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	福山	彦成	(電気・電子)
弁理士	宇佐	綾敦	(化学・材料・機械)
弁理士	山本	志三	(機械・電気・電子)
弁理士	治下	知志	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	上田	直洋	(機械・化学・材料)
弁理士	西村	也三	(機械)

所長 弁理士	小川	昌崇	(機械)
弁理士	村松	敏郎	(機械)
弁理士	平田	洋也	(電気・電子・機械)
弁理士	並川	鉄也	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	藤津	也興	(機械)
弁理士	西林	千晶	(商標・不正競争)
弁理士	林渡	弘平	(電気・電子)
弁理士	渡邊	介也	(電気・電子・機械)
弁理士	貴成	孝平	(商標・不正競争)
弁理士	福行	勉孝	(機械・電気・電子)
弁理士	山本	武平	(電気・電子・機械)
弁理士	山出	康志	(機械・化学・材料)
弁理士	杉井	昌志	(化学・材料・機械)

作権)令(2000年5月1日施行)、緊急(回路配置図)命令(2000年5月1日施行)から構成されている。実用新案法、不正競争防止法は制定されていない。また、営業秘密、地理的表示、植物品種の保護についても特定の法律は整備されていない。

特許制度については、2012年1月1日まで、「発明法」(第72章)において規定されていた。「発明法」による旧制度では、イギリス、マレーシア及びシンガポールで付与された特許がブルネイへ申請された場合に、ブルネイで「再登録」されていた。すなわち、ブルネイ政府による実体審査は行われず、イギリス、マレーシア及びシンガポールの審査結果に基づいて、ブルネイで特許が付与されていた。その後、2012年1月1日、特許令及び特許規則の施行により、ブルネイに、独自の特許制度が導入された。

知的財産条約については、1994年にWIPO設立条約に加盟し、1995年にWTO・TRIPS協定に加盟し、2012年にパリ条約に加盟した。また、2012年にPCT条約に加盟し、2013年にハーグ協定(ジュネーブ改正協定)に加盟し、2017年にマドリッド協定議定書に加盟した。また、2018年12月に発効したTPP11にも加盟している。

著作権については、2006年にベルヌ条約に加盟したが、実演家等保護条約(ローマ条約)、レコード保護条約、著作権に関するWIPO条約(WCT)、実演及びレコードに関するWIPO条約(WPPT)には加盟していない。

なお、2017年10月1日から、日本国特許庁(JPO)とブルネイ知的財産庁(BruIPO)の間において、特許審査ハイウェイ・プラスが開始されている。

### 3. 特許制度

ブルネイの「特許令」は、2012年1月1日に施行された。ここでは、この法律に基づいて、ブルネイの特許制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、ブルネイの「特許令」の条文を示す。)

#### (1) 保護対象

特許法には、特許の保護対象としての「発明」の定義規定は置かれていない。

<解説>

ブルネイは、TRIPS協定に加盟していることから、

TRIPS協定27条(特許の保護対象)が適用されると考えられる。

#### ●TRIPS協定27条

- 1 特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない)について与えられる。・・・

#### (2) 特許要件

##### ①産業上の利用可能性

特許を受けるためには、「産業上の利用可能性」を有することが要件とされており(13条(1)(c))、「農業を含むすべての種類の産業において発明を実施又は使用することができる場合は、発明は、産業上の利用が可能である」(16条(1))と規定されている。

また、「外科若しくは治療による人間若しくは動物の体の処置方法又は人間若しくは動物の体に施す診断方法の発明は、産業上の利用が可能であるとは解さない」と規定されている(16条(2))。ただし、「物質又は組成物から構成される物の発明が前記の何れかの方法における使用のために発明されたとの理由のみによっては、当該発明が産業上の利用が可能なものとして扱われることを妨げない」と規定されている(16条(3))。

<解説>

ブルネイでは、ヒトに対する医療行為だけでなく、動物に対する医療行為についても、産業上の利用可能性が認められない(16条(2))。ただし、化学物質や組成物の発明は、医療行為のために使用されるという理由のみによって、産業上の利用可能性が否定されることはない(16条(3))。

##### ②新規性

特許を受けるためには、「新規性」を有することが要件とされており(13条(1)(a))、「発明が技術水準の一部を構成していない場合は、新規であると解する」(14条(1))と規定されている。

また、「技術水準」については、「当該発明の優先日前の何れかの時点で、書面若しくは口頭